



「公正な税制を求める市民連絡会」

の HP で連載中

<http://tax-justice.com/>

アップルの空飛ぶ魔術—失われた 2000 億円余の税収—

合田 寛

(公財)政治経済研究所 理事

公正な税制を求める市民連絡会 幹事

第 1 回 魔法から抜けられない日本

iPhone や iPad など日本でもなじみの深い身近な商品ですが、それらの商品を提供しているアップル社はアメリカのカリフォルニアに本社を置く巨大多国籍企業です。本連載はアップル社を例にとり、巨大多国籍企業がどのように税を逃れているかを検証したいと思います。

アップル社は、同社の最新の年次報告書(2016年)が示すように、世界の販売高が 2156 億ドル(約 23.7 兆円)、営業利益が 600 億ドル(約 6.6 兆円)に上り、世界の企業ランキングのトップ 10 に入る巨大企業です。日本のトップ企業であるトヨタ自動車と比べると、販売高(28.4 兆円)では肩を並べる一方、営業利益(2.9 兆円)ではトヨタの 2 倍以上の高収益企業です。

アップルは日本でも存在感が大きく、年次報告書(2016年)によれば、日本での売上は 169 億ドル(約 1.9 兆円)、営業利益は 71.65 億ドル(約 7882 億円)となっています。

もし日本で生まれたこの利益に対して法人税率 30%で課税したとすれば、2300 億円程度の税収が得られたはずですが、しかしその税収は日本の国庫には入っていないようです。アップル社の世界的なスケールの税逃れ戦略によって、他の多くの国と同様、日本でもこの巨額の税収が失われていることがこのほどわかりました。

アップル社の世界的規模での税逃れについては、2013 年に開かれたアメリカの上院の常設調査小委員会の公聴会で初めて詳細に解明されました。これを受け、ニューヨークタイムスなど欧米の主要メディアでも大きく取り上げられました。アップルの世界的な税逃れは、後で述べるように、アメリカ以外で得られた利益をタックスヘイブンとして知られるアイルランドに移転して税を逃れるという手法で行われました。ヨーロッパ諸国では市民の抗議の声が高まり、各国政府は自国にあるアップル子会社に対する課税を強めようとしています。

昨年 8 月には欧州委員会がアイルランド政府に対して、アップル社への税優遇は欧州連合(EU)が禁止する個別企業に対する国家補助にあたるものとして、130 億ユーロ(約 1.6 兆円)の追徴課税を行うよう指示するに至っています。

またアップルなど多国籍企業による税逃れを封じることが国際的な優先課題として合意

され、OECDによるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転）プロジェクトが具体化され、現在、各国でその取り組みが始まっています。

アップル社の税逃れはまさにBEPS（ベップス）プロジェクトが問題にしている、多国籍企業の利益移転による税逃れの典型例であり、ここに手を付けない限り、BEPSプロジェクトも絵に描いた餅にすぎなくなります。

わが国ではこれまで、アップルなど多国籍企業の税逃れがほとんど野放しで、ヨーロッパ諸国の取り組み比べても大きく後れを取っています。BEPSプロジェクトを主導することが期待されている日本にとって、この問題は真っ先に取り掛からなければならない課題です。

次回以降で述べるように、アップル社は税を逃れるために、法をかいくぐるいくつかの魔法を使ってきました。まずはその魔法を解くことから始めなければなりません。

アップル社の日本における売り上げと利益

	2012	2013	2014	2015	2016
売上高	105.7億ドル (約1.2兆円)	137.8億ドル (約1.5兆円)	153.1億ドル (約1.7兆円)	157.1億ドル (約1.7兆円)	169.3億ドル (約1.9兆円)
営業利益	58.6億ドル (約6446億円)	66.7億ドル (約7337億円)	69.0億ドル (約7590億円)	76.2億ドル (約8382億円)	71.7億ドル (約7887億円)

アップル社各年年次報告書より

1

第2回 4つの魔法

アップルが税逃れ戦略で使っている魔法は、2013年のアメリカ上院の公聴会で、初めて詳細に説明されました。公聴会ではカール・レビン委員長を始め何人かの証人から、アップルの税逃れ戦略について、マジック（魔法）、ギミック（いかさま）などと、強い批判の言葉が飛びかいました。公聴会で明らかとなった驚くべきその魔法の正体は、大きく分けると次の4つの柱からなります。

- 1、iPhoneなどアップル製品の製造販売にかかわる知的財産権をアメリカの本社からアイルランドのペーパーカンパニー子会社に移し、それによって大半の利益を実体のないアイルランド子会社に移したこと。
- 2、海外子会社の利益を本社の利益に合算するアメリカのタックスヘイブン対策税制を逃れるために、アイルランドに存在する子会社を、存在しないものとして扱うアメリカ税法のルールを使ったこと。
- 3、アイルランド子会社が中国で生産された製品を低価格で購入し、それを消費国に高価格で販売するいわゆる「移転価格」の方法によって、アイルランド子会社に利益を集中したこと。

4、アイルランド子会社はアイルランドで設立されているけれど、その管理・支配はアメリカの本社で行っており、アイルランド税法によって課税されない。一方アメリカの税法は会社の設立地がアメリカ以外であれば課税対象としない。この「居住地認定」の違いを利用して、世界のどの国からも課税されない「国籍なき企業」となったこと。

これらの4つの魔法を組み合わせることによって、アメリカ以外の国での販売収益をすべてアイルランド子会社に集中した上で、アイルランドからもアメリカからも課税されない、税の真空地帯を見つけ出したのです。公聴会のカール・レビン委員長はその発見の比類のない価値に注目し、アップルは「聖杯」を手にしたと述べています。

「聖杯（ホーリー・グレイル）」というのはイエス・キリストが「最後の晩餐」で、パンを裂き「私の体である」と言って弟子たちに与え、杯をとって「私の血である」と、弟子たちにその杯からワインを飲ませたという福音書の物語から来ています。それ以来今日まで、その「聖杯」の行方を求めるいろいろな伝説が生まれました。アップルの発見した税逃れの魔術は、幾世紀にもわたってどんなに探しても誰も見つけることができなかつた「聖杯」に匹敵するものであったというのです。

第3回 遥かなる旅へ

アップルにとってはまず、本社のあるアメリカの高税率をいかにして避けるかが最大の課題となります。そのためにとられた方法が知的財産権（IP）の低税率国への移転です。

iPhoneなどアップル製品の主たる価値は、その素材となっているアルミや鉄などの金属にあるのではなく、それを作り出すもととなったアイデアや設計などにあり、それらは主としてアメリカの本社（アップル・インク）が開発したものであり、知的財産権として所有されています。しかしその知的財産権を海外のオフショア子会社に移転すれば、それに結び付いた利益も移転することができます。

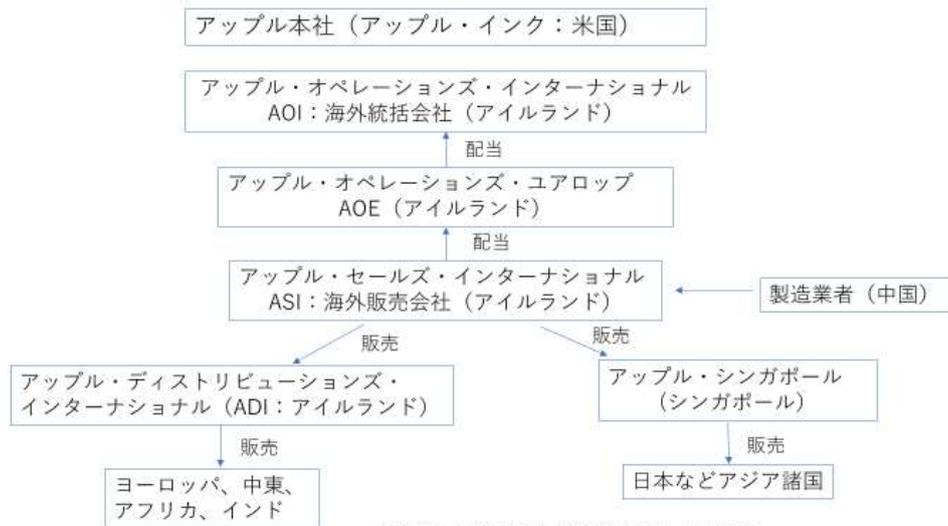
アップル社は本社で開発した知的財産権の一部を、アイルランド子会社（アイルランド・セールス・インターナショナル：ASI、およびその親会社アイルランド・オペレーションズ・ユアロップ：AOE）に移転したのです。本社のあるカリフォルニアから、アメリカ大陸を横断し、大西洋を越えるはるかなる旅の始まりです。

知的財産権の移転の方法にはいくつかの方法がありますが、アップル社は「コスト・シェアリング契約」によって行いました。コスト・シェアリング契約というのは、複数の当事者間で研究開発費をあらかじめ分担しておき、その負担に応じてそこから生じた利益を分け合う契約のことです。

アップルの本社と ASI、AOE の間のコスト・シェアリング契約の中心的内容は、アメリカの本社は知的財産の法的権利および南北アメリカでの販売権を持ち、アイルランド子会社（ASI）はそれ以外の国での販売権をもつというものです。

この契約によって、高税率のアメリカで課税される対象を、南北アメリカにおける販売収益に限定するとともに、南北アメリカ以外から得られた販売収益を、低税率のアイルランド子会社（ASI）に集中することができたのです。これが魔法の第1です。

アップルの製造販売ストラクチャー



第4回 「消された」子会社

知的財産権をアイルランド子会社に移転し、そこに利益を集中したとしても、それだけではアメリカ政府の課税から逃れることはできません。

アメリカにはタックスヘイブン子会社への利益移転による課税逃れを規制するために、タックスヘイブン対策税制があります。一定の所得について、タックスヘイブン子会社に留保しても、本社に配当されたとみなして、本社の利益と合算してアメリカの税率で課税するというルールです。

前回述べたようにアップル社はアメリカ以外の国で得た利益を、アイルランド・セールス・インターナショナル (ASI) に集中しますが、ASI に集められた利益は、親会社の AOE を通じて、さらにその親会社のアップル・オペレーションズ・インターナショナル (AOI) に配当として集中します。

AOI はアップル社の海外子会社のほとんどを直接・間接に保有する持ち株会社で、ASI と同じく従業員ゼロのペーパーカンパニーです。重要事項はアメリカの本社の取締役会で決められるなど、本社の管理・支配下に置かれています。したがって本来ならば、AOI に集中された利益は、タックスヘイブン対策税制によって、本社の利益に合算されて課税されることになります。

しかしここに登場するのが第2の魔法です。アメリカにはチェック・ザ・ボックス規制というルールがあり、申告の際に、ある子会社を課税対象である法人にするか、それとも他の法人の支店にするかの選択を認めています。支店にすることを選択すれば、その子会社間の取引は会社の内部取引とみなされ、取引がなかったものとみなされるのです。

アップル社は AOI の傘下のすべての子会社を、AOI の支店として扱うことを選択しており、その結果アメリカの課税当局からみれば、これらの子会社は存在しないことになり、子会社間の取引も消失してしまうのです。透明人間ならぬ透明企業になるのです。

チェック・ザ・ボックス規制はアメリカのタックスヘイブン対策税制の抜け穴であり、こ

れを利用することによって、アップル社は本来なら本社の利益と合算して課税されるべき
タックスヘイブン子会社の利益を、本社から見えなくし、課税を逃れているのです。

第5回 ふたたび旅へ

iPhoneなどアップル製品は実際には中国で製造され、組み立てられ、直接、消費国
に配送されます。しかし帳簿上では余計な回り道をして、はるか離れたアイルランドの子会
社（ASI）が完成品の最初の購入者となります。ASIは購入した製品を各国の消費者向けに
再販売することになります。

ヨーロッパ、アフリカ、インドなどに対してはもう一つのアイルランド子会社 ADI を通
じて、日本を含むアジア向けはシンガポール子会社を通じて消費者の手に届けられます。カ
リフォルニアから始まったアップルの旅は、アイルランドで一息つく暇もなく、ヨーロッパ
諸国、アフリカ諸国へと、あるいはユーラシア大陸を超えてアジアへと、はるかな旅にふた
たび飛び立つのです。

しかしこの旅は最初のアイルランドへの旅と同じく、普通の旅ではありません。アイルラ
ンド子会社もシンガポール子会社など消費国に届くまでの中継子会社も、すべて多国籍企
業アップルのグループ内の子会社です。グループ内の子会社どうしの取引は、貿易という形
をとっていても、その取引は同一会社内の内部取引なので、その価格を自由に決めること
ができます。

アイルランド子会社 ASI は、中国で生産された製品を安く購入する一方、消費国には高
い価格で販売することによって、利益の大半を手元に集中していたのです。これが移転価格
による利益の移転です。こうしてヨーロッパ諸国や日本などで生じた販売利益を、アイルラ
ンド子会社に集中することができたのです。これが魔法の第3です。

それだけではありません。アイルランドのアップル子会社は、どの国にも居住しない法人
になりますことによって、どの国からも課税されない「無国籍法人」と化しました。

法人に対する課税方式として、法人が設立された国が課税するという考え方（本店所在地
主義）と、法人を管理・支配している国が課税するという考え方（管理支配地主義）とが
あります。アメリカや日本は前者の考え方をとっていますが、アイルランドは後者の考え方を
とっています。

AOI、AOE、ASI などのアップル社のアイルランドにある子会社は、アイルランドで設立さ
れていますが、同国での管理・運営の実態はありません。例えば AOI には三人の取締役が
いますが、そのうち二人はカリフォルニアに居住しており、取締役会はほとんどカリフォル
ニアの本社で開かれています。ASI の取締役会も同様にカリフォルニアで行われています。

これらの事実はアイルランドの子会社に対する管理・支配はアメリカで行われているこ
とを意味しています。したがってアイルランドでは課税されることはありません。他方これ
らのアイルランド子会社は、アメリカで設立された会社ではないので、アメリカでも課税す
ることができません。結局、アイルランドにあるアップル子会社は、税の上ではどこの国に
も居住しない「国籍なき企業」として扱われ、どこの国の課税権も及ばないことになって
いるのです。これが魔法の第4です。

第6回 魔法で消えた1兆円

アップル社が使った魔法の数々は同社が当然負担すべき税を大きく軽減することに貢献しました。第1の魔法によって南北アメリカ大陸を除く諸外国で得た利益はアイルランドに移転され、ほとんど無税となりました。

その仕組みによって最も影響を受けたのはアメリカ以外の諸国の税収です。アメリカ上院の調査によると、例えば2011年に、アメリカはアップルの全世界の課税前利益の30%を得、残りの70%はアメリカ以外の諸国が得ています。その内訳はアイルランド64%、その他諸国6%となっています。一方アップル製品の消費者の分布をみると、アメリカ39%に対してその他諸国が61%を占めていますが、その内訳はアイルランド1%、その他諸国60%となっています。

つまりアイルランドには消費者が1%しかいないのに、全世界の利益の64%が集中しているのです。逆に言えばその他諸国には消費者が60%もいるのに、利益は6%しか配分されていないのです。このギャップはアメリカ以外の大半の諸国で生まれた巨額の利益の大半が、アイルランドに移転させられたことを物語っています。その結果、アメリカ以外の諸国（日本を含む）では、当然得られるべき巨額の税収を奪われているのです。

例えば直近（2016年）の年次報告書で見ると、アップルのアメリカ以外の課税前利益は411億ドル（約4.5兆円）ですが、同地域での納税額はわずか21.4億ドル（約2350億円）です。その負担率はわずか5.8%という低さです。最近10年間（2007年～2016年）をとると、税引き前利益の合計2367億ドル（約26兆円）に対して、納税額は95.4億ドル（約1兆円）で、負担率は年平均でわずか4%と、無税に近い負担率です。

このアップル社の世界的税逃れ戦略は、アメリカ以外で生じた利益をアイルランドに集中し無税化するもので、もちろん日本も例外ではありません。日本から奪われた税収は、このシリーズの第1回で述べたように、2016年だけで2300億円前後に上ります。最近5年間（2012年～2016年）をとると、失われた税収は1兆円を上回る計算になります。1社だけによる税収ロスとしては無視できる大きさではありません。

利益移転の魔術（2011年）

	課税前所得		消費者	
	億ドル	%		%
アメリカ	102	30		39
アイルランド	220	64		1
その他諸国	20	6		60
合計	342	100		100

アメリカ上院公聴会資料より

海外（米国以外）利益と納税額の推移（単位：億ドル）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	平均
課税前利益	22	35	44	130	240	368	305	336	476	411	2367
納税引当金	0.9	1.46	1.59	1.6	6.0	7.1	11.3	14.9	29.4	21.4	95.4
負担率	4.0	4.2	3.6	1.2	2.5	1.9	3.7	4.4	6.2	5.8	4.0

アップル社各年年次報告書より

第7回 BEPSプロジェクトと日本の課題

この連載ではアップル社を取り上げ、その税逃れの魔法の謎を解き明かし、奪われている税収を試算しました。しかし税逃れの魔法使いはアップルの専売特許ではありません。グーグル、アマゾン、フェイスブック、マイクロソフトなどの巨大企業は、そのグローバルな活動の中で税を最小限にするさまざまな戦略をとっています。これら巨大企業の巨大市場である日本でも、グローバルな税逃れ戦略が実施されていることは言うまでもありません。

日本では、アップルやグーグルなど多国籍企業が提供する製品やサービスは、なじみが深く、多くの人たちによって利用されています。しかしこれらの多国籍企業の多くは、日本の証券市場に上場していないこともあり、日本における活動の実態は全くの闇に包まれています。売上高、利益、雇用者数、納税額などを知ることはほとんど不可能です。

アップル1社だけで毎年2000億円を上回る税収が失われているとすると、グーグル、アマゾンなど日本で活動している多くの多国籍企業による税逃れの全体規模は、毎年数兆円を下回ることはないでしょう。

多国籍企業による利益移転と税逃れについては、国際的に取り組むべき優先課題として、OECDによるBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトが進められています。BEPSプロジェクトは行動計画の一つとして、多国籍企業に国別の販売高、利益、雇用者数、納税額の開示を求める「国別報告書」の提出を義務付けることになりました。多国籍企業の日本子会社の「国別報告書」が提出されれば、日本における利益や納税額もわかることとなります。

BEPSプロジェクトが目指す終局の目標は、多国籍企業が利益を低税率国に移転して税を逃れることを根絶しようとすることにあります。そのためには先進国であれ、途上国であれ、まずは各国が自国内で活動する多国籍企業子会社の実態を把握し、自国の税法に基づく適切な課税を行うことが不可欠です。

フランス、イタリアなどヨーロッパ諸国は、すでにアップル、グーグルなどの多国籍企業に対する課税の動きを強めようとしています。ところが日本では、アップルなどの例でみられるように巨額の税逃れが行われているにもかかわらず、目立った動きは見られません。

BEPSプロジェクトをめぐる日本が取り組まなければならない課題として、日本企業による課税逃れを封じることがもちろん重要ですが、同時に海外の多国籍企業による日本における税逃れを封じることが、緊急に求められている重要な課題です。

今年初め、市民運動の代表として、私たちは来日したOECDのパスカル・サンタマン租税

局長と会談の機会を持ちましたが、私の上記の指摘に対して、サンタマン局長は全面的に同意し、日本の市民運動に対する期待を表明されました。

多国籍企業による税逃れを封じる BEPS プロジェクトを成功させるうえで、日本は重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも日本の市民運動が果たすべき役割は大きいのです。

第 8 回 多国籍企業の「税金天国」日本

「アップルの空飛ぶ魔術」の連載は 7 回で終わる予定でしたが、タックス・ジャスティス・ネットワーク (TJN) がこのほど公表した、多国籍企業による利益移転によってもたらされた世界の税収損失の総額とその国別内訳について紹介し、その意味について考えてみましょう。

多国籍企業によるタックスヘイブンへの利益移転によって生じた税収の損失については、これまでも多くの専門家や機関によって試みられてきました。数年前に公表された IMF の研究者による試算は、多国籍企業の税逃れによる税収損失の総額を 6000 億ドル (約 66 兆円) としていました。

今回の TJN の試算は、多国籍企業の税逃れによる税収損失を、その総額だけではなく、国別の内訳を試算したことに、その大きな意義があります。

この試算によれば、税収損失の総額は 5000 億ドル (約 55 兆円) と、IMF の試算と比べて控えめとなっています。国別内訳をみれば、金額では先進国の方が大きく、GDP や総税収に対する比率でみると、途上国、とりわけ貧困国で大きいという結果となっています。

とりわけ注目すべきことは、日本からの税収損失が 468 億ドル (約 5.1 兆円) となっており、アメリカ (1888 億ドル)、中国 (668 億ドル) に次いで、世界で 3 番目に多額の税収を奪われている国になっていることです。

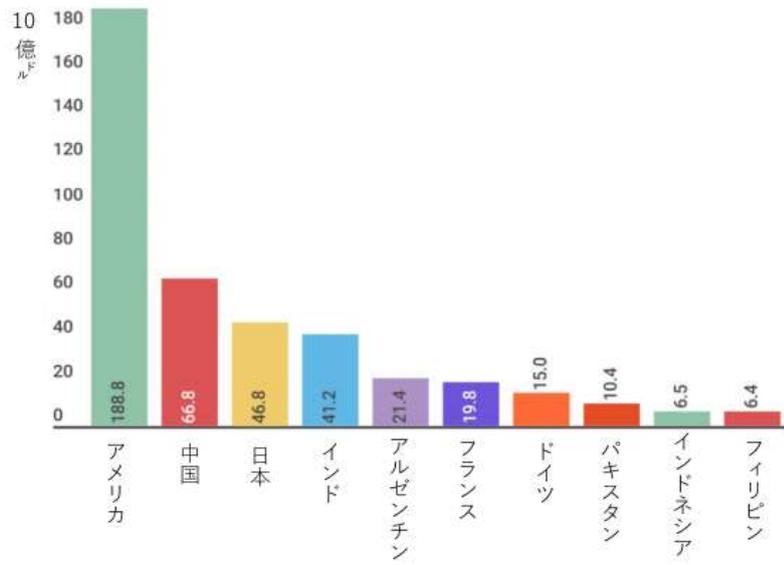
アメリカの税収損失が最も多いといっても、その原因を作っているのは、主としてアメリカの多国籍企業なので、他国が口を挟む筋合いのものではないかもしれません。しかし、日本が外国の多国籍企業によって、世界で 3 番目に多い 5 兆円を上回る税収を奪われている事実は、無視することはできません。

この連載の前号 (第 7 回) で、アップル社一社だけでも、日本は 2000 億円を上回る税収を奪われていることから、グーグル、アマゾンなど日本で活動する多国籍企業の税逃れの全体規模は「毎年数兆円を下回ることはないでしょう」と述べましたが、TJN の今回の試算結果は私の想定を超えるものです。

しかもこれは多国籍企業の税逃れによる税収損失の試算です。タックスヘイブンによる税収損失は、多国籍企業によるものだけではありません。これに加えて、個人の富裕者の税逃れによる税収損失があります。

世界でも最も深刻な公的債務を抱える日本にとって、多国籍企業の税逃れによる税収損失を取り戻すことは最重要課題です。

国別税収損失の試算



(出所) TJNブログ